平成３０年（フ）第１３０号
岐阜県各務原市各務西町６丁目130番地
債務者　長縄　志保
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町**脛**永691番地
債務者　坪井　治人
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
北海道上川郡鷹栖町11線８号６番地
債務者　印田　真俊
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
富山県高岡市宝町５番15号
債務者　古山　和恵
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１０４号
静岡市清水区吉川９番地の１
債務者　田中　弘之
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
静岡市葵区瀬名中央３丁目28番77―202号
債務者　田中　良平
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０６号
静岡市清水区吉川９番地の１
債務者　田中　立江
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目５番28―404号ドミール若葉
債務者　砂岡　義信
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２０６号
埼玉県狭山市大字南入曽201番地の14
債務者　石田　修次
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保坂　光彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５３３号
愛知県海部郡蟹江町八幡１丁目88番地１　黒川ハイツ202号
債務者　岡不動産コンサルティングこと　岡　正也
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　敦司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３４号
秋田県横手市赤坂字赤坂39番地
債務者　藤田　信也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３８４号
千葉県佐倉市六崎1343番地２
債務者　市山　吉実
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３２号
千葉県白井市富塚768番地の29
債務者　髙橋　玉世
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４８号
千葉県八街市八街ほ252番地２　八街第２２棟101号
債務者　向井　貴夫（旧姓中込）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４９号
千葉県八街市八街ほ252番地２　八街第２２棟101号
債務者　向井久美子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第７０号
千葉県八街市八街へ199番地1359フェリース八街２　105
債務者　篠宮　壱憲
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第７８号
千葉県佐倉市上志津1656番地74　ＭＴハイムⅠ―105
債務者　三上けい子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部